

広域連合だより

発行 後志広域連合総務課

〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466

ホムペーヅ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第10号 平成26年3月号

広域連合議会定例会が開催されました

平成26年第1回後志広域連合議会定例会が2月21日、倶知安町のホテル第一会館で開催されました。この定例会において、宮谷内広域連合長が平成26年度後志広域連合行政執行方針を述べました。提出案件については、予算案6件が全て可決されました。平成26年度予算案については、議員全員で構成する予算特別委員会が設置され、付託された3会計予算案の審査を行い全て可決されました。

【提出案件】

- ◆議案第1号 平成25年度後志広域連合一般会計補正予算(第1号)…………… 原案可決
- ◆議案第2号 平成25年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)…………… 原案可決
- ◆議案第3号 平成25年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)…………… 原案可決
- ◆議案第4号 平成26年度後志広域連合一般会計予算…………… 原案可決
- ◆議案第5号 平成26年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算…………… 原案可決
- ◆議案第6号 平成26年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算…………… 原案可決



平成26年度当初予算の概要

平成26年度の後志広域連合一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の概要をお知らせいたします。

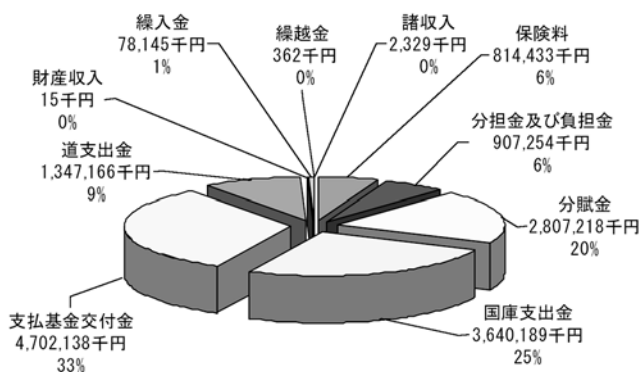
一般会計及び2特別会計を合わせた全体の予算総額は、142億9,924万9千円で、前年度と比較しますと3,047万2千円(0.2%)の減額となりました。

一般会計は、ソフトウェア購入費などを計上し、108万8千円(1.3%)の増額。国民健康保険事業特別会計は、保険給付費などの減により1億7,851万6千円(2.0%)の減額。介護保険事業特別会計は、介護給付費などの増により1億4,695万6千円(2.7%)の増額となりました。

単位：千円

会計区分	予算額
一般会計	80,929
国民健康保険事業特別会計	8,720,711
介護保険事業特別会計	5,497,609
合 計	14,299,249

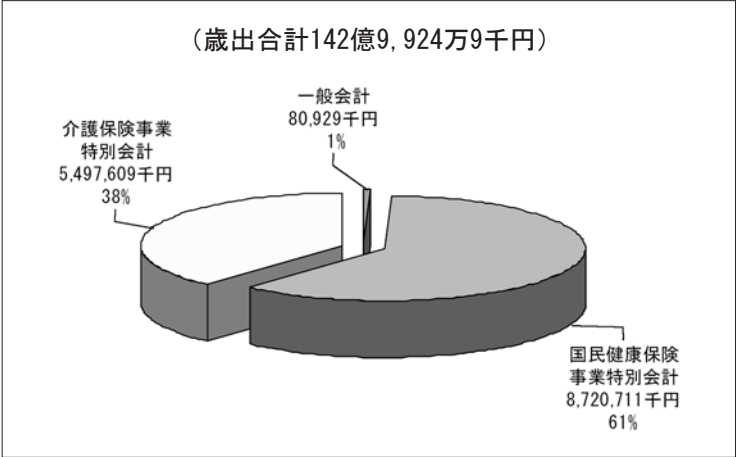
(歳入合計142億9,924万9千円)



関係町村の負担金内訳

後志広域連合を構成する16町村の負担金の予算総額は、37億1,447万2千円となっています。会計別で見ますと、一般会計7,949万9千円、国民健康保険事業特別会計28億721万8千円、介護保険事業特別会計8億2,775万5千円となっています。

町村別の負担金内訳は下表のとおりとなります。



単位：千円

	一般会計	国保会計	介護会計	合 計
島 牧 村	4,115	90,677	38,563	133,355
黒松内町	4,872	98,246	55,746	158,864
蘭 越 町	6,309	245,037	74,460	325,806
二セコ町	5,279	232,708	59,263	297,250
真 狩 村	4,129	118,847	35,942	158,918
留寿都村	4,075	93,925	21,928	119,928
喜茂別町	4,622	103,271	34,603	142,496
京 極 町	5,393	144,947	43,458	193,798

倶知安町	9,299	600,411	139,462	749,172
共 和 町	6,498	259,276	88,039	353,813
泊 村	3,531	99,656	27,370	130,557
神恵内村	3,130	48,725	24,622	76,477
積 丹 町	5,066	151,207	45,262	201,535
古 平 町	4,967	231,629	55,472	292,068
仁 木 町	4,563	226,778	59,962	291,303
赤井川村	3,651	61,878	23,603	89,132
合 計	79,499	2,807,218	827,755	3,714,472

国民健康保険課からのお知らせ

国民健康保険の加入について

■国民健康保険に加入する方

勤務先の健康保険や共済組合等に参加している方、生活保護を受けている方などを除いて、その市町村に住んでいる75歳未満の方は、皆さんが国民健康保険（国保）の加入者（被保険者）になります。

国保に参加する資格のある方は、全員加入の義務があります。

一人ひとりが被保険者となりますが、国保に参加するときは世帯単位の加入となります。

■届出はお早めに

国保に参加する方、やめる方、年金を受給することとなった方は、資格を得た日や資格のなくなった日（事実が発生した日）から14日以内に各町村の「国保」の窓口へ届け出てください。

また、住所等の変更がある場合も届け出てください。

■退職者医療制度

会社などを退職された方には「退職被保険者」の保険証が交付されます。国民健康保険に参加している方で、厚生年金や共済組合の老齢年金を受けられる方とその方に扶養されている方については、届け出が必要です。 ※その年金制度に20年以上加入している方、または40歳以降に10年以上加入している方。

(届け出先) お住まいの町村の国保窓口へ届け出てください。

(届け出に必要なもの) 国保の被保険者証、年金証書。

70歳から74歳の方の窓口負担割合について

70歳から74歳の方の医療機関等受診に伴う窓口負担割合は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。

平成26年度から特例措置が見直されることとなり、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から、段階的に窓口負担割合が**2割**となります。

(たとえば、4月2日から5月1日までに70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療分から窓口負担割合が2割になります。)

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えている方は、これまでどおり窓口負担割合は**1割**となります。

ただし、どちらの場合も一定以上の所得のある方については、**3割**負担となります。

窓口負担割合につきましては、高齢受給者証により確認することができます。

ご不明な点がございましたら、後志広域連合国民健康保険課もしくはお住まいの町村役場国民健康保険窓口にお問い合わせください。

●お問い合わせ 国民健康保険課 0136-55-8012

介護保険課からのお知らせ

おしえてっ 介護保険!!

～介護保険料編～

介護保険料に関する「なぜ?どうなるの?」をまとめました。この他に、わからないことがありましたら、介護保険課(☎0136-55-8013)までお問い合わせください。

年金が無いのに保険料が徴収されるのはなぜ?



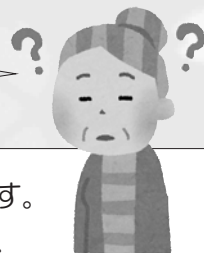
介護保険は40歳から加入し、40歳～64歳までは健康保険料に介護保険料分が上乗せされ納付していただいていたのですが、65歳からは介護保険料を単独で納めていただくことになっています。介護保険料の年間保険料額は、住民税の課税有無、年金収入額や所得額等により算定され、年金の受給有無に関わらず原則、65歳以上の全ての方が徴収されます。

自分は健康なのに保険料が徴収されるのはなぜ？



介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支え合う社会保険制度であり、本人の希望やサービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入する、法律で定められた保険です。

滞納したらどうなるの？



納期限が過ぎても未納の方には督促状が発行されます。督促状発行後も保険料をお納めいただけない場合は、自己負担が増えるなどペナルティがありますので、保険料は必ず納めましょう。

集められた保険料の使い道はどうなっているの？



介護保険制度では、サービス利用時の自己負担（原則1割負担）を除き、介護サービス費の提供に必要な経費（介護給付費等）のおよそ半分が公費、残りの半分が介護保険料でまかなうと定められております。介護保険料の使い道としては、要介護・要支援の方が利用された介護（介護予防）サービスの保険給付分の支払いや、地域包括支援センターが中心となって実施する介護予防事業や地域支援事業の運営のために使われます。

介護保険課から皆さまへ

第6期介護保険事業計画策定のための日常生活圏域ニーズ調査にご協力いただきありがとうございました。

介護保険は、40歳以上の人たちがみんなで保険料を負担し合い、介護が必要な人たちの介護サービス費を賄う公的な保険です。また、介護保険を使う人も使わない人も収入に応じて平等に負担する保険です。

介護が必要な人たちをみんなで支え合う保険ということから、国民健康保険などの健康保険と同じような制度ですので、介護保険料の納付にご協力をお願いいたします。

なお、今回は保険料について、比較的多く寄せられる質問をまとめてみました。今後も、介護保険についてわかりやすく説明することに努めます。